



信金中央金庫

SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No. 2023-20

(2023. 5. 22)

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048  
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : [s1000790@FaceToFace.ne.jp](mailto:s1000790@FaceToFace.ne.jp)

## 広がりの可能性をみせる屋根設置型太陽光発電

わらしな 薫品 和寿

### ポイント

- 太陽光発電は、2012年7月から開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）をきっかけに拡大を続けてきた。ロシアによるウクライナ侵攻を受けた燃料価格の高騰等を背景に、太陽光発電をはじめとする再エネによる電力調達への需要が高まっている。
- 東京都は、2022年12月15日に開催された都議会で「環境確保条例」の改正案を可決・成立させ、ハウスメーカー等を対象とした新築住宅等への太陽光発電設置等について、今後、約2年間の準備・周知期間を経て、2025年4月から義務化する予定である。
- 太陽光発電設備等の設置義務化は、東京都が初めてではなく、京都府や群馬県でも行われている。約2年間の準備・周知期間における東京都のチャレンジは、今後、全国各地の自治体における動きに大いに影響を与えるだろう。

### 1. さらなる普及が期待される太陽光発電

太陽光発電は、2012年7月から開始された再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の固定価格買取制度（FIT：Feed-in Tariff）をきっかけに拡大を続けてきた<sup>1</sup>。2022年2月からのロシアによるウクライナ侵攻を受けた燃料価格の高騰等を背景に、太陽光発電をはじめとする再エネによる電力調達への需要が高まっている。

（図表1）住宅用／事業用太陽光発電（入札対象外）のFIT・FIP制度上の買取価格

電源	規模	(参考) 2022年度	2023年度 上半期	2023年度 下半期	2024年度
住宅用太陽光発電	10kW未満	17円	16円		<b>16円</b>
事業用太陽光発電 (地上設置)	10kW以上 50kW未満	11円	10円		<b>10円</b>
	50kW以上 入札対象外	10円	9.5円		<b>9.2円</b>
事業用太陽光発電 (屋根設置)	10kW以上 50kW未満	11円	10円	<b>12円</b>	<b>12円</b>
	50kW以上	10円	9.5円		

※FIT制度では、事業用太陽光発電（10kW以上50kW未満）について、2020年度から、自家消費型の地域活用要件が設定されています。

（備考）入札対象の事業用太陽光発電については、入札により決定し、2023年度の入札回数は4回で、上限価格はそれぞれ、9.50円、9.43円、9.35円、9.28円である。

（出所）経済産業省ホームページ (<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230324004/20230324004.html>)

<sup>1</sup> 詳細は経済産業省資源エネルギー庁ホームページの電力調査統計 ([https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric\\_power/ep002/](https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/))を参照。なお、電力供給・需給に関するデータについて、「見える化」に取り組んでいるエレクトリカル・ジャパン(Electrical Japan)ホームページ (<http://agora.ex.nii.ac.jp/earthquake/201103-eastjapan/energy/electrical-japan/>)は分かりやすい。

経済産業省が2023年3月24日に公表した再エネの買取価格等をみると（図表1）、2023年下半期以降の買取価格について、住宅用太陽光発電は横ばい、屋根設置型の事業用太陽光発電では引き上げられている。

このように、屋根設置型の太陽光発電の導入促進への期待が高まる中、本稿では、東京都が2025年4月に施行する予定の太陽光パネル設置等の義務化に焦点をあてて、紹介をする。

## 2. 東京都における太陽光発電設置等の義務化

東京都が2022年9月9日に公表した「カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針<sup>2</sup>」によると、都内では、二酸化炭素排出量の7割が建物でのエネルギー使用に起因し、2050年時点で、建物ストックの約半数（住宅は7割）が、今後新築される建物へ置き換わると見込んでいる。また、2020年度のエネルギー消費量を部門別にみると、家庭部門は、世帯数の増加等を背景に、2000年度比で唯一、増加した。

こうした中、東京都は、2030年カーボンハーフの実現に向けて、新築建物への対策が極めて重要との認識から、新築住宅等への太陽光発電設備の設置等を義務化する新制度の導入を検討するに至った。2022年12月15日に開催された都議会（本会議）で、太陽光発電設置等の義務化を含む「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の改正<sup>3</sup>案が可決・成立している。今後、約2年間の準備・周知期間を経て、2025年4月から施行される予定である。住宅等を対象とした太陽光発電義務化等の新制度の概要は、図表2のとおりである。新制度の対象者は、住宅等の施主や購入者（都民）ではなく、住宅を供給するハウスメーカー等であることを留意願いたい。住宅等の施主や購入者は、ハウスメーカー等からの説明を聞き、それぞれの立場で環境負荷低減に努めるという仕組みとなっている。東京都は、準備・周知期間において、総合相談窓口を設置し、都民に対して広く普及啓発に取り組んでいく方向性を示している。また、ハウスメーカー等には、施主・購入者への説明に関する資料の提供等を含む制度施行に向けた準備に対する支援を、施主・購入者に対しては太陽光発電設備等の設置費用に対する補助制度の充実等に取り組んでいく方向性も示している。なお、制度の詳細は、東京都環境局がホームページ上で提供する「制度改正に関する情報<sup>4</sup>」を参照願いたい。

（図表2）新制度の概要

設置義務者	都内での年間供給延床面積が合計2万㎡以上のハウスメーカー等
対象建物	延床面積2,000㎡未満の中小規模の新築建物（住宅等）
義務等の内容	断熱・省エネ性能、太陽光発電設備、EV充電設備の義務付け・誘導
設置される住宅	立地条件（日照等）や個々の住宅の形状（住宅屋根の大きさ等）等を踏まえ、事業者が供給する住宅棟数に応じた「再エネ設置基準 <sup>*</sup> 」に適合すること <small>※再エネ設置基準（KW）＝設置可能棟数×区域に応じた算定基準率×2kW/棟</small>

（出所）東京都ホームページ「制度改正に関する情報」を参照

<sup>2</sup> 東京都ホームページ(<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/09/09/13.html>)を参照

<sup>3</sup> 方針として、「新築建物の二酸化炭素削減を強化・拡充（住宅等を対象とした太陽光発電義務化等の新制度導入）」、「既存建物の二酸化炭素削減をさらに強化（大規模事業所を対象としたキャップ&トレード制度の強化）」、「年づくりでの二酸化炭素削減を高度化」、「利用エネルギーの脱炭素化を加速」、「カーボンハーフの取組みを支える連携・協力」の5つが掲げられている。

<sup>4</sup> [https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar\\_portal/program.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/program.html)

### 3. 広がりの可能性をみせる屋根設置型太陽光発電

各種報道等によると、2022年12月15日の都議会（本会議）の採決では、最大会派の自民党が反対する等、総論では太陽光発電の推進には賛成であったとしても、世論は“一枚岩”ではないようである。太陽光パネル設置の費用は、2012年7月から導入された再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）として、国民（都民）が電気代に上乗せして負担しており、この負担額が年々増えていること等が理由に挙げられている。

太陽光発電設備等の設置義務化の動きは、東京都が初めてではなく、京都府や群馬県でも行われている（図表3）。約2年間の準備・周知期間における東京都のチャレンジは、今後、全国各地の自治体における動きに大いに影響を与えるだろう。

（図表3）京都府・群馬県での太陽光発電設備等の設置義務化

概 要	
京都府	<b>京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（2020年12月23日改正条例交付）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 京都府は、地球温暖化対策の更なる推進を図るとともに、地域社会や地域経済の健全な発展に寄与するため、自らの事務および事業に関し、再生可能エネルギーの導入等に係る措置を講じることを明記</li><li>● 準特定建築物（対象規模は延べ床面積300㎡以上2,000㎡未満）に対して、新たに再エネ設備の導入を義務化（2022年4月1日施行）</li><li>● 特定建築物（対象規模は延べ床面積2,000㎡以上）に対して、再エネ設備の導入義務を強化（2022年4月1日施行）</li><li>● 設計者から建築主への情報提供の義務規定を創設</li><li>● 地球温暖化対策条例に基づく特定事業者による再生可能エネルギーの導入等の取組を促進するため、特定事業者を対象に再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設（2022年4月1日施行）</li><li>● 計画認定制度の失効期日を5年間延長するとともに、認定基準に「災害その他の非常の場合に、当該再エネ設備等の電気を一般の利用に供するものであること」を追加</li></ul>
群馬県	<b>ぐんま5つのゼロ宣言実現条例（2023年4月1日施行）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 延床面積2,000㎡以上の建築物（特定建築物）を新築、増改築しようとする者（特定建築主）に特定建築物排出量削減計画の提出・報告を義務付け、その内容を知事が公表</li><li>● 特定建築主に再生可能エネルギー設備の導入および再生可能エネルギー設備等導入計画の提出・報告を義務付け、計画の内容を知事が公表</li><li>● 特定建築物の設計者に特定建築主に対する再生可能エネルギー設備導入等に係る説明を義務付け</li><li>● 特定排出事業者に再生可能エネルギー導入計画の提出・報告を義務付け、その内容を知事が公表</li></ul>

（備考）各府県ホームページをもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

株式会社富士経済が2023年3月30日に公表したプレスリリース<sup>5</sup>によると、太陽光パネルでは、折り曲げられるフィルムタイプのペロブスカイト太陽電池への期待が大きく、その世界市場は、2035年には1兆円規模に拡大する見込みである。太陽電池モジュールの出荷量が減少<sup>6</sup>する中、次世代型太陽電池の技術開発等を通じた中長期的な新市場の創出が期待されており、こうした観点からも、屋根設置型太陽光発電の普及への期待は大きいといえよう。 以 上

<sup>5</sup> (株)富士経済ホームページ(<https://www.fuji-keizai.co.jp/file.html?dir=press&file=23037.pdf&nocache>)を参照

<sup>6</sup> (一社)太陽光発電協会ホームページ([https://www.jppea.gr.jp/wp-content/uploads/2022Q3\\_news\\_pv\\_shipment\\_in\\_japan.pdf](https://www.jppea.gr.jp/wp-content/uploads/2022Q3_news_pv_shipment_in_japan.pdf))を参照